

「あなたはどんな社会を望みますか？」という問いかけ、「あなたの力が必要です」というメッセージ。

なぜ、NPO は寄附集めに取り組む必要があるのでしょうか。

直接、売上を出すことが難しい分野である非営利事業における資金調達はもちろんですが、多くの人に、自分たちの団体が向き合う社会課題や現状を説明し、関心を持ってもらうことで、その解決策と未来のビジョンに共感と納得を得て、共に考え、共に歩む仲間になってもらう。その地味で地道なコミュニケーションの積み重ねそのものにも、大切な意義があります。

寄附を依頼することは、「あなたはどんな社会を望みますか？」という問いかけと、「あなたの力が必要です」というメッセージを多くの人に伝え、参加と協力の機会を提案する。そして寄附は集めて終わりなのではなく、報告を通して、「あなたのおかげで誰かを笑顔にすることができました」という成功体験を届け、“私たち”の可能性を社会に拓いていくことができます。

認定 NPO 法人アカツキ 理事 兼 職員  
永田 賢介

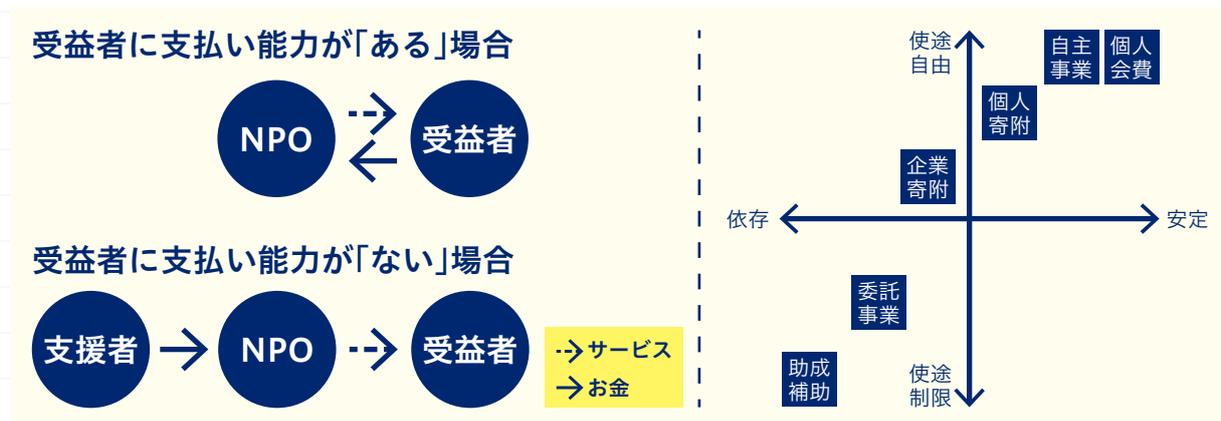


## 寄附の必要性と概要

### 寄附の必要性

寄附はNPOにおいて重要な収入源です。なぜなら、NPOの活動領域には、災害支援や、貧困状態の子どもの支援、自然環境保全等、法人がサービスを提供する相手（受益者）から、代金という形で対価を得ることができない場合も少なくないためです。

世の中に市場がなく営利企業では手が届かない、また公益的ではあるが行政の支援が届かない部分こそがNPOの活動領域と言えるでしょう。寄附には依頼・御礼・報告・管理等の手間はかかりますが、人の応援の気持ちをきちんと受けとめることで、安定した収入源になりえます。



### 寄附の計画のススメ

寄附を集める際に、手当たり次第にメールやSNSで情報発信をしても寄附を獲得することはできません。確実に寄附を集めるためには、まずは既に支援してくださっている支援者のことを分析し、寄附をお願いするターゲットや方針を策定することが必要です。そのためには、「なぜ支援しようと思ったか」「支援しているのか」等、実際の支援者の声をまず聞くことが肝心です。

## 寄附金収入にできる条件と注意

### 対価性と任意性とは

NPO 法人の会計においては、寄附金収入は課税の対象となりません（営利企業の場合は全ての所得に課税されます）。ある収入を寄附とみなすには、「任意性がある」ことと「対価性がない」ことの2つの条件を満たしていなければなりません。

#### 任意性…寄附者自身が自由意志により決められること

◎任意性がある	×任意性がない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附者の意志で、寄附するかどうかを決める</li> <li>・寄附者の意志で、いくら寄附するかを決める</li> <li>・寄附者の意志で、いつ寄附するかを決める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの利用者に対して、寄附を強制する</li> <li>・会員の会費の一部を、本人の了解なく寄附金とする</li> <li>・職員の給与から、本人の了解なく寄附金を天引きする</li> </ul>

#### 対価性…金銭の支払いによって市場価値のある物品やサービスを受けとること

◎対価性がない	×対価性がある
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お礼状や活動報告書がもらえる</li> <li>・市場価値のない（赤い羽根等）記念品がプレゼントされる</li> <li>・名前が法人の会報や Web サイトに掲載される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの参加費が割引になる</li> <li>・通常販売されている商品がもらえる</li> <li>・金額に応じてサイズの異なる広告やロゴが、法人の会報や Web サイトに掲載される</li> </ul>

もし、寄附のつもりで受け取った支援金が、これらの条件に当てはまらない場合は「事業収入」だと考えられることもあり、法人税や消費税の対象になります。気づかぬうちに、納税申告漏れを起こしてしまう可能性もあります。ケースごとの判断については、税理士や税務署に確認しましょう。

## 寄附者名簿と会員名簿

### 名簿管理の重要性

寄附を集める際には、ただお金を集めるだけではなく、お礼やその後のコミュニケーションが重要です。そのためには、支援者の連絡先や住所を記載・保存する名簿が必要になるでしょう。なお、支援者の個人情報を収集する場合には、全ての事業者が個人情報保護法の適用対象となります。

例えば、NPO が開催するセミナー終了時に記入を依頼するアンケートで、氏名とメールアドレスを記載してもらう場合には、「メールマガジンの配信」等、その個人情報を使用する目的を記載しておく必要がありますし、それ以外の用途に使用することや他者に渡すことはできません。

セキュリティの面においても、パソコンの名簿データにはパスワードをかける、紙で保存する場合には鍵付きの引き出しに保管する等の対策が必要です。

### 名簿に必要な情報の項目

No	氏名	フリガナ	住所	寄附金額	受領年月日	備考(履歴)
1	福岡 太郎	フクオカ…	福岡市…	5,000	H29.01.11	
2	北九 次郎	キタキュウ…	北九州市…	3,000	H29.03.25	旧姓：小倉

基本的に必要とされる情報は上記のようなものですが、他に任意で項目を追加することもできます。会員であれば、他に「会員種別」や「種別ごとの金額」、「最終入金日（会員資格更新日）」等の情報を追加しておくことが必要になります。もし、退会になった場合は、削除するのではなく履歴として退会日やその理由を追加しておくことが望ましいでしょう。

#### Point

- ・個人の場合、自宅ではなく会社住所が書かれている場合があるので、郵便物の送付等に注意
- ・クレジットカード決済の場合、支援者が決済した日ではなく、実際に法人に入金された日付を記録することが必要
- ・住所や氏名の変更等は、備考欄に過去の履歴を残しておくとう便利

## 寄附受取方法のあれこれ

寄附や会費の支援を受け取る時には、まず「感謝の気持ちを伝えること」が重要です。ただ、実務上はそれ以外にも、いろいろと考えるべきことがあります。

- ・住所や連絡先の個人情報の取得
- ・領収書の発行
- ・Web サイトや会報にお名前を掲載してよいかどうかの確認
- ・認定／特例認定 NPO 法人であれば、税控除の説明

### 🔍 寄附受取方法ごとの注意点と対応

振込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先がわからなくてお礼ができない</li> <li>・婚姻等による名字変更で、通帳の記帳欄で誰かわからない</li> <li>・法人名が長く、通帳の記帳欄で確認できない 例)「特定非営利活動法人ふくお…」で途切れている</li> </ul> <p>→事前に Web サイト等から連絡（寄附申込）を頂く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振込時の手数料を法人／支援者のどちらが負担するか</li> <li>・会員の人数が多く双方に管理コストがかかる</li> </ul> <p>→法人名や口座番号を記載した口座振替用紙を郵送する</p>
クレジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済から実際の振込までに 1～2 ヶ月ほどの時間差がある</li> <li>・カードの有効期限によっては決済エラーが起こる</li> </ul> <p>→寄附者側の決済日ではなく、法人側の入金日で会計処理する</p>
対面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動で記録に残されることがないので、</li> </ul> <p>→必ずその場で金額を確認し、寄附の受領証等を発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭募金で寄附者が不特定多数になる</li> </ul> <p>→会計処理上は匿名寄附と同じ扱いになる</p>

## 寄附で注意すべきケース

### 寄附付き商品

NPO が冊子やお菓子を販売し、その商品の価格のうちの、例えば 10%、または 100 円を寄附とすることは、表示や実施そのものには問題ありません。

但し、会計処理の際に、500 円の収入の内訳を「400 円を事業収入、100 円を寄附」のように分けることはできず、500 円全てが事業収入となります。この商品を購入したい人は、その 100 円の寄附をしないという選択ができない（任意性がない）ことになるからです。

逆に言えば、「寄附付きお菓子 500 円」「寄附の付いていないお菓子 400 円」というように 2 種類の商品を並べて販売すれば、寄附者が任意で選んで購入できるため、寄附収入と事業収入を分割することが可能になります。この場合、寄附付きお菓子の代金 500 円のうち 100 円を寄附収入とすることができます。

### クラウドファンディングのお返し

近年、資金調達的手法として、インターネット上にあるサイトに法人の活動やプロジェクトを掲載し、支援者を募る「クラウドファンディング」が定着しました。このクラウドファンディングでは、支援者に対してリターンやギフトと呼ばれる、お返しの品やサービスを提供するケースが多く見られます。

ただ、例えばいただいた支援金に対して、対価性（市場価値）のない活動報告メール配信やお名前の掲載を行うのみならば会計処理上「寄附」にできますが、法人が通常、販売している代表の著作本や一般に流通しているお菓子等の対価性のあるものを送ると、これは「事業収入」として、課税対象となる可能性があります。

### 不動産の寄附受け取り

地方での空き家活用などのニュースが増え、「NPO に土地や家屋を寄附したい」という声も聞かれるようになりました。しかし、受け取り前に確認しておくべきことも多く、慎重に進める必要があります。

まず、その不動産の立地や広さ、建物であれば形状も含め、団体の事業に活用できるものかどうか、うまくニーズとマッチングしない場合は、固定資産税などの支出の負担だけが増えることにもなります。また、「みなし譲渡所得課税」という仕組みもあり、不動産を寄附する側にも課税される可能性があります。

そのため、売却して現金化が可能な不動産のみ、受け取り可能としている団体もあります。